

[事案 30-144] 保険料払込免除請求

・平成 31 年 1 月 22 日 裁定終了

<事案の概要>

がんに罹患したことを理由に、保険料の払込みの免除を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

大腸がんと診断確定されたため、平成 29 年 3 月に契約した終身保険について、保険料の払込みを免除してほしい。

<保険会社の主張>

保険料の払込みを免除するには、悪性新生物に罹患したと診断確定されること等を要するが、申立人のがんは、非浸潤性または上皮内がんに該当するため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人は事情聴取を辞退したため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人のがんは上皮内がんに該当すると認められ、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。